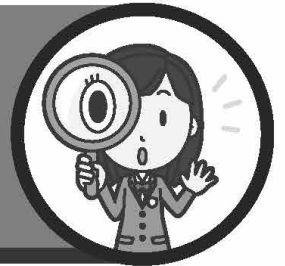


# わたしたちの家庭から 出されたごみのゆくえ



那須町と大田原市の家庭から出されたゴミは「広域クリーンセンター大田原」へ運ばれ焼却処分されています。焼却によってすべてのごみが無くなるのではなく、焼却灰等のいわゆる焼却残さが発生します。焼却残さは「黒羽グリーンオアシス」（大田原市川田）へ運搬され埋立処分されています。

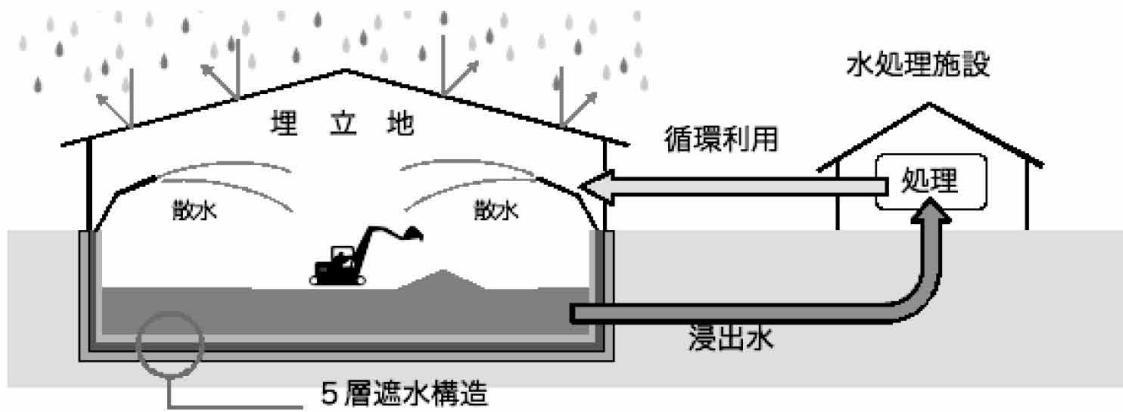
この黒羽グリーンオアシスですが、平成33年度末で埋立期限を迎えるため、それまでに新たな一般廃棄物最終処分場を建設する必要があります。

那須地区広域行政事務組合では、安全・安心な施設を目指し、最終処分場の整備を進めています。

## 【施設の安全対策】

- ・最終処分場の施設形式は、埋立地の上を屋根で覆う「クローズド型」を前提とし、廃棄物の飛散や臭気の拡散を防ぎます。
  - ・廃棄物に触れた水（浸出水）は、施設内の水処理施設で適切に処理し、循環利用します。
  - ・浸出水が地下や河川などに流入しないように五層の遮水構造にする等様々な防止措置を講じます。
  - ・処理水や地下水の水質分析を定期的に実施し、結果を公表します。
- ▼問合せ 那須地区広域行政事務組合事業課

☎0287-653611



環境課環境衛生係  
☎76916

## 住宅用太陽光発電システムの 設置費補助を行っています

町では、地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、設置費用の補助を行っています。ぜひご利用ください。

ただし、既に工事着工・設置された方は補助対象外になります。

▼受付 役場開庁日の午前8時30分〜午後5時15分

※予算が無くなり次第終了となります。なお、電話での受け付けはできませんのでご了承ください。

▼受付場所 環境課

▼補助金の額 1誌あたり3万円（限度額10万円）

▼補助対象となる太陽光発電システム（次の要件をすべて満たすもの）

○住宅等に設置する太陽光エネルギーを電気に変換するシステムであるもの。

○低圧配電線と逆潮流方式で連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10誌未満の太陽光発電システムであるもの。

○未使用品であること。

▼補助対象者（次の要件をすべて満たす方）

○自ら居住する住宅または居住しようとする住宅（延べ床面積の

2分の1以上を居住の用に供するものに限り。）に太陽光発電システムを設置する方

○電力会社と太陽光発電システムに係る電力供給契約を締結し、申請年度中に電力供給を開始する方

○実績報告時に、太陽光発電システムによる電気の供給を受ける住宅に住民票を有する方

○世帯全員が、現住所等で当該年度および前年度に課税された税等に滞納がないこと。

※補助は、1住宅につき1回、かつ、1申請者あたり1回限りです。

▼申込方法 交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ提出してください。なお、代理人が申請する場合は委任状と印鑑証明書添付してください。詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 環境課環境保全係  
☎76916

